

平成17年5月31日
国土交通省

犯罪被害者等基本計画骨子案(2)について
(意見)

5月27日付内閣府犯罪被害者等施策推進室の標記照会について、以下のとおり意見を提出いたしますので、宜しくお取り計らい願います。

記

【意見】

基本的施策の「1 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)」中、[今後講じていく施策](5)オの次に、以下の記述を追加されたい。

「カ ひき逃げや無保険者の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接、その損害のてん補を行い、支援する。

【国土交通省】

理由

自動車事故被害者の救済において、政府保障事業の果たす役割は極めて大きく、自賠責保険に係るその他の支援とあわせて、ここで記述することが適切であるため。政府保障事業については、基本法第12条関係の検討の場においても、当省専門委員からご説明申し上げたところである。

【意見】

基本的施策の「1 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)」中、[今後講じていく施策](5)エの「自賠責保険の支払い」を「自賠責保険金の支払い」に改められたい。

理由

表現の適正化のため。

【意見】

基本的施策の「居住の安定（基本法第16条関係）」中、[今後講じていく施策](1)については、以下のように修正することが適切であると考ええる。

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、**独身単身**入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。【国土交通省】

~~イ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】~~

イ 政府全体の取り組みとして犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築するとともに、公共賃貸住宅への入居に関する情報についても当該体制を通じた提供を行う。【内閣府、国土交通省】

<理由>

現在、警察庁、法務省において、犯罪被害者等に対する一定の情報提供が行われているが、今般の犯罪被害者等基本計画が犯罪被害者等を総合的に支援するものであることに鑑みると、当該支援のために必要な情報がバラバラに提供されるのは犯罪被害者等にとって極めて不便であり、一元的に情報を提供できるシステムを構築することが適当と考えられる。

このため、情報の一元的提供について、現在、内閣府が主導して構築を図ろうとしている地域の支援機関の整備等と一体的に検討される必要があり、その情報の一つとして、犯罪被害者等に対する公共賃貸住宅への入居に関する情報提供（公営住宅への優先入居、公共賃貸住宅インフォメーションに関する情報提供）についても、当該機関を通じて提供されることが適当と考える。